

井上内親王とその周辺

—歴史物語における史話的・民俗的素材についての一考察—

青木敦

平安朝の末ごろから中世初めにかけて現われた、いわゆる「歴史物語」の構成内容を検討してみると、その幾つかに比較的顕著に見られる部分的特徴として、まず、史話に基づいた歴史伝承的の部分と、素朴な民俗伝承と思われる要素とが、融合し接続し合って、一つの説話を効果的に組み立てていることに気づく場合が多い。もちろん「歴史物語」は史話を中心に展開するものではあるが、その「物語り性」の特質として、そこに史話以外のさまざまな説話的・伝承的要素の付加・引用を見逃すわけにはいかない。そして從来、これら歴史物語の「史話的」な部分が重視されるあまり、伝承説話的な部分は、ともすると「妄誕な雑話」として軽視されがちなきらいさえあった。特に「水鏡」その他における史話以外の附加的部分に対する文学史的評価は、一般にあまり高いものとはいえないかったのである。しかし、これらの素朴な民間伝承的な俗話とはいえなかつたのである。しかし、これらの素朴な民間伝承的な俗話の部分もまたそれなりに、重要な役割と効果をもつて歴史物語の形成に欠くことのできぬ位置を占めている筈である。換言すれば、これらのケーラスの歴史物語とは、史料的素材と民俗的素材との経緯によって綾織ら

れた、調和ある文学作品と云い得るであろう。そしてそれはとりもなおさず、歴史事実そのものに溯及して、それら史実とその記録性伝承性を、より立体的・多角的に浮き彫りにするためにも、幾つかの手がありを与えてくれる筈である。

ここでは、その具体的な事例を、「水鏡」「愚管抄」その他に見られる「井上内親王」に関する史話と伝承に絞って考察することにしたい。

(一)

水鏡の下の巻、光仁天皇の条を見ると、帝の正妃「井上皇后」の事蹟にまつわるさまざまな興味深い物語がある。時は奈良期の末期。水鏡の記載によれば、まず、

宝亀三年に帝、井上の后と博奕し給ふとて戯ぶれ給ひて「われ負けなば、さかりなる男を奉らん。后負け給ひなば、色、容ならびなからん女を見させ給へ。」とのたまひてうち給ひしに、帝、負け給ひき。

とある。これがその後の一連の怪奇な事件のそもそもの発端であった。

帝は軽い戯れのおつもりだったのに、后は賭けの約束を盾にとって、それからとていうものは頻りに帝を責め促し続ける。

后まめやかにみかどをせめ申し給ふ。帝、戯れとこそおぼしつるに、事にがりて思ひ煩ひ給ふほどに、……

この事を耳に入れたのが時の参議で智謀と策略を以つて聞こえた実力者、藤原百川（七三二—七七九年）である。

百川この事を聞きて、山部親王を后に奉り給へ、と帝にすすめ申しき。
この山部親王とは後の桓武天皇であり、光仁帝と夫人高野氏との間に生れ、井上皇后にとつては義理の子にあたる間柄であった。そこで、

みかど親王をよび奉り給ひて、「かかる事なんある。后の御許へおはせ。」と申し給ひしに、親王おそれかしこまりて「あるべき事に侍ら

ず。」と申してまかり出で給ひしを、たびたび強ひ申し給ひしかども、なほうけ給はざりしかば、「孝といふは父の言ふことに従ふなり。わかれ年老いて力たへず。速かに后のもとへ参り給へ。」と責め宣はせしかば、えのがれ給はずして、遂に后的御許へ参り給ひにき。さて后、この親王をいみじきものにし奉り給ひし。いとけしからず侍りし事なり。

という奇怪な話になる。この時井上皇后は御歳五十六才、その御腹の他戸の親王はまだ幼くてこの年十二才、前年やつと東宮に立つたばかりであつた。

后、御歳もたけ、東宮の御母などにて、いみじくおもおもしろくおはす

べかりしに、この山部親王、御まま子にて、御歳なども殊の外にあひ給はず、今年廿六になり給ひしを、又なきものと思ひ申し給へりし。

いと見苦しくこそ侍りしか。常にこの親王をのみよび奉り給ひて、帝を疎くのみもてなし奉り給へば、帝、恥ぢ恨み給ふ御心やうやう出で来けり。

こうして事はいよいよ破局に近づく。ついに后は呪法を使って帝を咀い奉るようになり、

百川、このほどの事どもをうかがひ見るに、后、まじわざをして御井に入れさせ給ひき。帝をとく失ひ奉りて、我御子の東宮を位に即け奉らんといふ事どもなり。

という妖氣漂う描写となる。その井に入れたまじもの（蟲物）を或る人が取り出して来てとうとう公けに暴露され、后の大逆の陰謀は明るみに出てしまう。水鏡の記述はこれからなお変転多岐の妙を極めて、結局井上皇后はこの呪咀蟲物の大罪で、遂に「廢后」という厳しい処置を受けるのであるが、それにもかかわらずなお巫どもを使って帝を呪い続け憚かるところがない。とうとう東宮他戸親王も太子を廃せられて、母子ともども幽閉されてしまうのである。

ここで井上皇后の事蹟を史上の文献から調べてみよう。水鏡によると宝亀三年に御歳五十六才とあるが、これから逆算すると、后は養老元年（七一七年）聖武帝の第二皇女として、夫人県犬養宿禰広を母としてお生れになった。続日本紀を探つて行くとその後の井上内親王の生い立ちをほぼ浮き彫りにすることができる。まず続紀に初めて井上内親王の記

載が見えるのは、養老五年（七二一年）九月である。

以_ニ皇太子_ノ女井上王_ニ、為_ニ齋内親王_。（続日本紀 卷八 元正天皇）

つまり水鏡に記されている年令に拠れば、井上内親王はわずか五才で齋内親王としてト定されたことになる。大日本史にも同文の記載が引かれたり、その脚注に「公事根源以_レ此為_ニ例幣之始」（卷十五 本紀）とある。続いて神亀四年（七二七年）、内親王は齋宮として伊勢に赴く。

九月（庚午朔）壬申、遣_ニ井上内親王_ヲ、侍_ニ於伊勢大神宮_ニ焉。

（続日本紀 卷十 聖武天皇）

神亀四年九月壬申、遣_ニ井上内親王_ヲ于伊勢太神宮_ニ焉。

（類聚国史 卷四 神祇四）

御歳十一才の秋と思われる。大日本史にも

神亀四年九月、侍_ニ于太神宮、補_ニ齋宮寮官人一百二十一人、

（卷七十六 列伝）

とある。そしてこれ以後井上内親王についての記録は暫く途切れる。大

日本史后妃伝には「罷_ニ齋年月観」とあるが、齋宮記には

井上内親王、聖武皇后、在任廿一年、神亀四年、

とある。これによると内親王は神亀四年十一才の年から二十一年間、つ

まり天平十九年（七四七年）に至ってやっと内親王の叙位の記

録が見られる。

春正月（丁丑朔）丙申、授_ニ中略、无位井上内親王一品、（後略）

（続日本紀 卷十七 聖武天皇）

この時内親王三十一才であり、この前後に内親王は齋宮を罷めた筈である。ここから天平宝字五年（七六年）の冬十月（壬子朔）壬戌、二品井上内親王に十万束の稻を賜わったという記載（続日本紀 卷二十三 淳仁天皇）まで、記録上にはまた十数年の空白がある。しかし、この十数

年の間に、井上内親王は時の皇太子白壁の皇子（後の光仁帝）の妃となっている筈である。というのは前出の他戸の王は宝亀三年に十二才であつた（水鏡）。これを逆算すると、他戸皇子はちょうどこの天平宝字五年に生れたことになるから、とにかくこれ以前に井上内親王は東宮妃となつていたわけである。（なお、一代要記によれば、他戸（他戸）太子は光仁帝の第四子であり、「母前皇后井上内親王取_レ之_シ為_ニ子、立太子時年十一云々」とあり、皇胤系図にも「他戸親王母不詳、井上后為_ニ子」とあって井上皇后の養子のように記されているが、続日本紀や大日本史皇子列伝などには採り上げられていない。）

続日本紀の光仁天皇即位前紀には、「又嘗_テ竜潛之時、童謡曰」として葛城の寺の前なるや 豊浦の寺の西なるや おしどど としどど

桜井に 白壁しづくや 好き璧しづくや おしどど としどど
しかしては 国ぞ昌ゆるや 吾家らぞ昌ゆるや おしどど としどど

の歌を引き、更に

于_レ時井上内親王為_ニ妃 識者以為_{ハチ}井則内親王之名 白壁_ニ天皇之
諱_一 蓋_テ天皇登極之徵也。

（続日本紀 卷三十二）

とある。（この歌についてはまた後に述べる。）

こうして、井上内親王は皇太子白壁王の妃として時めき給うことになる。長い斎宮の生活から一転して、東宮妃へのめざましいふりかわりであった。宝亀元年（七七〇年）八月、前帝（称徳）が崩じ、その年の冬十月、白壁王はいよいよ光仁帝として即位し給うた。必然的に井上内親王は女性としてこの上なき皇后の位に即かることになる。

十一月（己未朔）甲子、詔曰（中略）又以井上内親王定_ニ皇后_ニ宣天皇御命衆聞食宣。

（続日本紀 卷三十一 光仁天皇）

という森厳にして華麗な即位立后の宣命が、続日本紀の一頁を飾つてゐる。井上皇后時に御歳五十四才であった。斎宮から皇后へという特異な道を辿つたにせよ、井上内親王にとつてはここまでむしろ順調な半生だったといえよう。その翌年宝亀二年春正月、皇后の御子他戸王が立太子なさる。

正月（己未朔）辛巳、立_ニ他戸親王_ニ為_ニ皇太子_一

そして詔に曰く、

（前略）隨法皇后御子他戸親王立為_ニ皇太子、故此状悟百官人等仕奉詔天皇御命諸聞食宣。

（続日本紀 卷三十一 光仁天皇）

まさに后にとつて欠けたることなきわが世の春であった。もしこのままあつたなら、後の生涯も亦、多くの后妃たちの辿る平穏なそれにすぎなかつたであろう。

しかし、順調多幸に見えた后の一生は、ここを頂点として急転直下波

乱万丈の終焉に突入する。

宝亀三年三月、皇后井上内親王坐_ニ巫蠱_ニ廢。

（続日本紀 卷三十二）

という記録のなんと異様なことか。前述した水鏡の、后が井の中に蠱物をしたという記載がこれにあたる。そしてこれに続いてすぐ、裳昨足鳴という人物らがこの謀反に列して罪せられる詔勅が見えるが、直接皇后のことについては何も触れていない。本居宣長は歴朝詔詞解の中で、

こは皇后の謀反にて、かの巫蠱の事はなり。（中略）そもそも此詔皇

后云々詔曰と記しながら、其皇后の御事の見えざるはいかが。もしさらむ。さて皇后の謀反して御夫尊に坐す天皇を蠱奉り給ひしはいかなる由なりけむおぼつかなし。思ふに此皇后は聖武天皇の姫御子に坐せば、高野天皇の例の如、又御自ら御位に昇り坐さまほしく思召ける御心などにやおはしましけむ。（卷六）

と推察し、废后的詔は別にあつたのかも知れないことを暗示している。

高野天皇とは前女帝称徳天皇のこと。つまり井上皇后も御みずから女帝たらんとの野心がおありになつたかも知れぬというのである。

こうして井上皇后が废后されてから二た月経つた同年五月、他戸親王の廢皇太子が布告される。

廢_ニ皇太子他戸_ニ王_ニ為_ニ庶人_ニ詔曰。

この時の詔は甚だ暗示的なので、少し長くなるが引用してみよう。

天皇御命良麻止宣御命乎百官人等天下百姓衆聞食倍止宣、今皇太子止定賜部流他戸王、其母井上内親王乃魘魅大逆之事、一二遍寵味不レ在、遍麻年久発覚奴、其高御座天之日嗣座波非吾一人之私止奈母所思行須、故是以天之日嗣止定賜比儲賜部流皇太子位止謀反大逆人之子乎治賜部例婆卿等百

官人等天下百姓能念^{良麻久毛}恥志^{賀多自氣奈志}、加以後世乃平久安長久全久可^レ在^{伎政}不^レ在^止、神奈賀良母所念行須仁依而奈母^ヘ他戸王^乎皇太子之位停賜比却賜布止宣天皇御命乎衆聞食倍止宣。

まことに異様な詔といわねばならない。謀反・謀大逆などは、律の八虐（卷第一 名例律）の中に数えられる大罪であるが、嘗っての皇后と皇子を「魘魅大逆」として糾弾摘発するこの異常な詔は、恰かも井上皇后の妖気魘魅の呪いを払拭せんばかりの力強さに満ちている。それは大逆の黒呪に対する清烈な言挙げであり呪詞でもあった。こうして井上皇后のこの世的権勢と榮譽への野望は、音立てて崩れ落ちたのであった。翌六月朔日、天日蝕して不気味であったと伝える（続日本紀）。しかし日輪を蝕ばむ如き井上内親王の執念は、その後もなお止まるところを知らない。呪咀の祕法は一層激しさを加えたのである。翌宝亀四年冬十月、光仁帝の同母姉難破内親王が薨ぜられた。その弔喪の事が酣なる時、突如井上内親王幽閉の詔勅が下されたのである。

初、井上内親王坐^ニ巫蠱^ニ廐。後復魘^ニ魅難破内親王、是日詔幽^ニ内親王及他戸王大和国宇智郡没官之宅。

（続日本紀 卷三十二）

難破内親王の薨去も亦、井上内親王の魘魅の故だとされたのである。こゝうして幽閉された井上内親王、他戸王の御母子は二年後の或る日、悶々の幽居の果てに相い共にその生涯を閉じたと伝えられる。

井上内親王他戸王並卒。

時に宝亀六年四月二十五日、井上内親王五十九才、他戸王十五才であった。一代要記によれば「四月二十五日、^ニ薨^ニ干獄」である。嘗っての

皇后と皇太子が獄中に亡くなつたというようなことは、まことに稀有な椿事であった。「獄にして死なば後世亦三惡道に墮せむ事疑ひあらじ（今昔物語 卷十三一十）」と信ぜられたような古き世でもあつたのである。しかも、このお二人が全く同じ日に亡くなつたと伝えられているのはただ事ではない。それは決して天寿を全うしたものではなく、異常な変死の影さえ漂う記録ではある。

このような井上内親王の異様な末路と強力な執念は、当時一世を震撼させるほどの不気味なものだったのであろう。それは亡魂となつてもなお祟りを残したと伝え信じられたらしい。一代要記には「現身為^シ竜」と伝えられており、愚管抄には、

百川ノ宰相イミジク光仁ヲ立テ申シト。又ソノアトノ王子立太子論ゼシニ、桓武ヲバタテヲホセマイラセタレド、アマリニ沙汰シスゴシテ、井上ノ内親王ヲ穴ヲホリテ獄ヲツクリテコメマイラセナンドセシカバ、現身ニ竜ニ成テ、ツイニ蹴コロサセ給フト云メリ。（付録）

とあり、又、広益俗説弁に

俗伝云、光仁天皇の后井上夫人、藤原百川をうらみ給ふ事ありて大蛇となり、終に百川をとりころし給ふ。

更に水鏡には伝承を記して、

同六年四月二十五日井上皇后うせ給ひにき。現身に竜になり給ひにき。他戸親王もうせ給ひにきといふ事、世に聞え侍りき。

そして天変地異が続く。

同七年九月に、二十日ばかり夜毎に瓦、石塊降りき。つとめて見しか

ば、屋の上に降り積れりき。同八年冬、雨も降らずして、世の中の井の

水みな絶えて、宇治川の水既に絶えなんとする事侍りき。

十二月に百川が夢に甲冑を着たる者百人余来りて、我を求むとたびた
び見えき。又帝、東宮の御夢にも、かやうに見えさせ給ひて惱ましく
思されき。これ皆、井上の后、他戸の親王の靈とおぼして、帝深く憂
へ給ひて、諸国の国分寺にて金剛般若を読ましめさせ給へりき。

(水鏡)

まことに死せる井上内親王の妖力は、死後もなおこの世に祟つて止むこ
とがなかつた。宝亀八年十二月、

改葬井上内親王、是冬不レ雨、井水皆涸

(続日本紀 卷三十四)

更に翌宝亀九年正月二十日。

改葬故二品井上内親王。

(続日本紀 卷三十五)

と見える。これについて佐伯有義博士は、「此事八年十二月乙巳に見え
たれば、重複かと思へど、十二月は改葬の事を定め、此は其事の成れる
を書せるものなるべし（増補六国史頭注）」と考察されており、大日本史
にもこの九年正月の改葬の記事だけしか採録していない。いずれにして
も井上内親王を少なくとも一度或いは二度改葬したことは間違いない
が、その理由は知るすべもない。ただ「改葬」后、墳称「御墓」、置ニ守家
一戸」（大本日史 后如列伝）等という表現から推すと、改葬によつてお
墓の扱いがやや改善されたかに思えるのであるが、或いは后的死後の祟
りを恐れて、その亡魂を鎮安せんがための改葬だったのかも知れぬ。

他戸王に關してはなお後日談がある。翌宝亀十年六月、他戸王の名を

騙るものが現われたといふのである。続日本紀には

自称他戸皇子、詫惑百姓、配伊豆国

と簡単な記載があるだけだが、水鏡には年代が一年繰り上つて

同九年二月に他戸親王いまだ世におはすといふ事を、或人帝に申しき。
という書き出で物語られている。帝は事の真偽を確かめようとして御使
を出されるが、藤原百川はこの使者を牽制して圧力をかける。いざ使者

が確認に赴くと、

うせ給ひにきと聞え給ひし他戸親王は、いささかのつつがもなくてお
はするものか。

他戸王は生存していたといふのである。

あさましく思ひながら、この使者帰り参りて、百川に怖ぢおそりて、
「ひがごとに侍り、あらぬ人なり。」と申ししを…

続日本紀は、「自称他戸皇子」という表現で「にせもの」という印象を
与えるが、水鏡では「ほんもの」の他戸王が健在であったのだが、百川
の策略によつて使者が偽わりの復奏をしたということになつてゐる。こ
の使者は他戸王の旧臣たちに事の真否を詰問されても、百川を怖れるの
あまり「もし偽はれることを申さば二つの眼ぬけ落ち侍るべし」と誓言
を立てるので、それほどまでに言うのならと、

人皆ひがごとに思ひて、親王を逐ひうち申して、後幾ばくの程もなく
てその使者の眼二つながらぬけおち侍りにし、あらたにあさましく侍
りしことなり。（水鏡）

どこまでもおそろしい祟りのつきまとう物語となつてゐるが、大日本史

にはこの事件を付記して「然本書六年己書レ卒、其説不レ足レ取レ信、故附ニ干此。(皇子列伝 脚注)」と否定している。折からまた「秋七月戊辰朔、日有蝕之、(続日本紀 卷三十五)」天象のたゞまいはなお異様であった。

こうして井上内親王と他戸王の妖異に満ちた説話は終るのである。続日本紀にもこの他戸王の復活・追放を最後に、以後これに関する記録は全く見えなくなる。

因みに二・三の史書の記載を参考に並べてみよう。いずれの記述も大同小異、ほぼ共通の内容をもっている。

一代要記

光仁天皇

太子 佗戸

宝亀二年正月二十三日立之、天皇第四子、母前皇后

井上内親王取之為子、立太子時年十一、宝亀六年四月二十五日薨

于獄、現身為竜、二十歳

後宮 井上内親王

聖武第二女 宝亀元年十一月□日為皇后 (後

(略) (乙集)

王代一覽

天皇ノ后ヲ井ノ上ノ内親王ト云フ、其産ル子ヲ他戸ノ親王ト云フ、立

テ太子トス (中略) カカルトコロニ、井上皇后天皇ト中惡クナリテ潛

ニ天皇ヲノロヒ、他戸ノ太子ヲ早ク即位セシメントハカル (中略) 井上ノ怨靈竜トナリタリト云伝タリ。

(卷之二 光仁天皇)

大日本史 后妃伝

大日本史 皇子伝

(卷七十六)

廢太子他戸、初為親王、宝亀二年正月、立為皇太子、大赦天下、
本紀 (中略) 他戸為帝第四子、以皇后所生、年十一超諸兄、立為東宮、
水鏡 (中略) 按歷代皇紀以崇道天皇為第四子、未知就寔是、三年五月、先是、皇后淫縱、謀弑帝立
太子、坐而見廢、皇后謀弑至是、詔廢太子、為庶人、明年幽后

拠水鏡

光仁皇后井上内親王、聖武帝女也、養老五年九月、為伊勢斎、神龜四年九月、侍于太神宮、補齋宮寮官人一百二十一人、(○罷斎) 年月賜天平十九年叙二品、宝字五年、遷都保良、賜稻十万束、景雲二年、賜大夫宰綿一万屯、光仁帝為諸王時、納為妃、生廢太子他戸、初有童謡、(中略) 識者以為、井者内親王之名、白壁者帝之諱、蓋帝登極之徵也、及稱德帝崩、羣臣推帝即位、立内親王為皇后、果如讖、宝亀三年三月、后坐巫蠱廢、尋廢皇太子、后又厭蠱難破内親王、四年十月、内親王薨、帝乃詔幽后与廢太子於大和宇智郡没官之宅、六年四月、后及廢太子、同日卒、(○水鏡曰、藤原百川以計傾后及太子廢之、事甚

鄙棄、今不取、愚管鈔曰、百川將置後於土牢、后化竜蹴殺之、水鏡又曰、七年九月、每夜有瓦石於京中屋上、八年冬不雨、井水尽涸、皆后之祟所也。

九年正月、遣從四位下堀志濃王、石川垣守等、改葬后、墳称御墓、置守冢一戸、(○按延喜式、后陵在宇智郡) 延暦十九年、詔復后位、墓称山陵、(類聚國史、日本紀略) 初有右兵衛佐楢本老、光仁帝之旧臣也、

他戸在東宮驕虐、遇桓武帝無禮、老竭心奉帝、陰有輔翼之志、后与他戸、聞老為帝所昵、数切責之、及巫蠱事起、老按

驗其獄、多發姦伏、延暦二十二年、授老三子位階、賞其旧功、(類聚國史)

及他戸于大和宇智郡没官之宅、六年四月卒、（卷八十八）

広益俗説弁

井上皇后大蛇となる説 俗説云、光仁天皇の后井上夫人、藤原百川をうらみ給ふ事ありて大蛇となり、終に百川をとりころし給ふ、今按するに、水鏡に井上夫人は光仁帝の妃なり。此腹に他部親王とてありしを東宮にたて給ふ。此時藤原百川光仁帝第一の皇子山部親王をすすめて継母井上皇后に通ぜしめ、帝に妃をうとませ奉る。后も山部にしたしみて帝をそむき給ふ心出来りしかば、百川さまざまにはかりごとをめぐらし讒をかまへて、皇后、他部を失ひ山部を位につけまゐらす。桓武天皇これなり。（後略）（正篇卷七、皇妃）

かくて時流れて約二十数星霜ののち、桓武帝の延暦十九年（八〇〇年）に至つて井上内親王を后位に復す詔が出ている。日本紀略には「延暦十九年七月己未廿三、詔曰云々」として

宣：故廢皇后井上内親王追復、称皇后。其墓並称「山陵」。（卷十三）とある。后の妖力漸く消滅したと信じられたのであろうか。或いは桓武帝がその義母の冥福を憶つての名譽恢復であつたろうか。因みにその御陵の記録は延喜式に、

宇智陵 皇后井上内親王。在「大和国宇智郡」。兆域東西十町。南北七町。守戸一烟。（卷二十一 諸陵寮）

と見える。

なお、今昔物語には、他戸太子の一面を伝えて、「——他戸の宮と申す太子おはしけり。白壁の天皇の御子なり。其の人、心猛くして人にお

井上内親王とその周辺

ぢられてなむおはしける。（卷二十二—四）とあるが、その他の史上の諸書に散見する異伝、たとえば他戸太子が山部親王と対立し無礼であった（類聚国史）とか、藤原百川が井上皇后母子失脚の陰謀をめぐらした（水鏡・愚管抄）等の説について、大日本史はその脚注で「藤原百川以計傾后及太子」廢之、事甚鄙褻、今不取」と否定したが、他方、この間の事情を客観的に推断すれば結局、「井上皇后と皇太子の廢退の一幕は、山部親王を擁しての百川の計略であつた。ワナにかかった獲物にすぎない皇后は、夫にたいして申しひらきさえ許されず、宮中から配所に移された（北山茂夫氏 日本の歴史4「平安京」）。」という見解もまた、十分な事由を持つわけである。

ここで、以上検討した文献を総合して、井上内親王に関する略年譜、及び関連系譜をまとめてみるとおよそ次のようになる。

▼ 略年譜

西 紀	年 号	帝	項	御后歳の 大子の 御歳
七一七	養老元	井上内親王 生る。		
七二一	伊勢神宮に侍す（統紀・斎・大）。	斎内親王にト定（統紀・大）。		
七二七	天平一九	伊勢神宮に侍す（統紀・斎・大）。		
七四七	天平一九	叙二品（統紀・大）。この前後、斎宮退下（斎）。		
七六一	天平宝字五	稻十萬束を賜う（統紀・大）。この前に白壁王の妃となる。童謡あり（統紀・靈異記・催馬集・大）。他戸王生る。	一一五 一	
七六二	六	御母県犬養広刀自薨ず（統紀・大）。	四五 一	
四六	二			

七六八	七七〇	七七一	七七二	七七三	七七四	七七五	七七六	七七七	七七八	七七九	八〇〇
神護景雲二	宝龜元	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一九
称德光仁	綿一万屯を賜う(統紀・大)。	立后(統紀・一代・大)。	他戸王立太子(統紀・水・一代・大)。	難破内親王薨す。	井上内親王母子幽閉(統紀・水・大)。	並び卒す(統紀・水・一代・大)。	改葬(統紀)。	改葬(統紀・大)。他戸王健在の風評あり(水)。	自称他戸太子現われ配流さる(統紀)。	井上内親王を后位に復す(紀略)。	桓武延暦
五二	五四	五六	五七	五九	五九	五九	一五	一三	一二	一一	(一九)

民俗伝承の中でのどのような角度から見ることができるかを考えみたい。今その性格の特徴を一つずつ考察してみよう。

(1) 斎宮から皇后へ

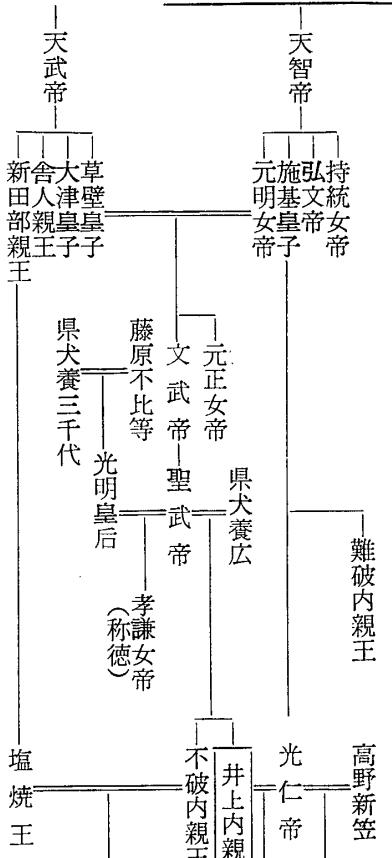
井上内親王はまず斎内親王であった。このことは井上内親王の性格の最も大きな要素であろう。斎内親王（斎王・斎宮）とは、いうまでもなく神宮祭祀のため伊勢に遣わされた皇女のことをいうが、歴代の帝の即位の初め、必ず未婚の皇女または女王が一人占い定められて、長い潔斎ののち伊勢の斎宮御所に入り、皇太神宮に侍祀するのが慣いであった。

井上内親王は御歳五才でこの斎内親王に卜定され、六年間の潔斎を経て十一才で伊勢神宮に侍つてから、その清純な若き日々を神の御杖代と

親王の五十九年の生涯のまさに半分に近い歳月であった。斎宮記には初代の斎王、崇神皇女豊鋤入姫命を初めとしてすべて七十五代の斎王たちの御名が誌されているが、井上内親王はその内十九代目の斎内親王として記録されている。内親王

が御歳五才で斎王に定められたことは、斎王たちのト定の歳の中ではやはり稚ないほうであったといえよう。（清和帝の識子内親王は四歳で定められたと伝える（三代実録）。）

記、一代一代要記、大一大日本史等



前章では井上内親王に関する文献上の資料を検討してみたのであるが、この章では、それらの資料から演繹して井上内親王の説話が、古き

今進る斎の内親王は恒の例によりて三年斎ひ清はりて御代と定め進りたまふ事は、云々

内親王のそれは六年間という長さであったようだ。こうして神龜四年、十一才で伊勢に参向してからの在任二十一年という歳月については、斎宮記に在任期間を記されている斎王たち（四十八人）だけについてみると、

け、つまり歴代の正后の中では、嘗て斎宮だったのはこの井上内親王唯一人という特異な存在なのである。この他に後世の斎王たちで準母などになって皇后という尊称で呼ばれた方々はあるが、勿論正皇后ではない。

用明帝の酢香手内親王（十代）の三十七年

宇多帝の柔子内親王（三十八代）の三十四年

大神主小事女の宮子内親王（八代）の二十九年

為平親王の恭子内親王（四十九代）の二十三年

に次いで五番目にあたり、実に長い任期であったことがわかる。その長い任期を終えて斎宮を退下した時、井上内親王は三十二・三才、すでに老嫗ともいべき御歳であったと推定されるが（大日本史には「罷斎年月観」とあった）、その後まもなく内親王の境涯は一転してやがて東宮妃に立ち、遂には正皇后となるに至るのである。斎王であった方が、斎宮を退下してのち天子の後宮に入ったという例は数少ない。大日本史の后妃列伝、皇后列伝を探索してみると次のようになる。

十九代 井上内親王 光仁帝皇后

二十三代 酒人内親王 桓武帝妃

二十五代 朝原内親王 平城帝妃

四十一代 納子内親王 村上帝女御（称_ニ斎宮女御_ニ）

つまりこの四人の斎王たちだけが斎宮を退下したのち後宮に入つて后妃に列したのであって、まことに稀な例といえよう。そして井上内親王は実にその最初の方であり、しかもその中で嫡后になつたのはこの方だ

五十七代 妹子内親王 為_ニ堀河帝準母、尊曰_ニ皇后_一
六十三代 亮子内親王 以_ニ帝準母、故尊曰_ニ皇后_一
七十三代 曜子内親王 為_ニ後嵯峨帝準母、尊曰_ニ皇后_一
七十五代 純子内親王 尊曰_ニ皇后_一

（準母とは帝および皇族の御母に代わる方を言い、皇后と尊称し、又は女院号を称せんがために起こつたもので、この妹子内親王を以つてその初例とすると言われる。）

源氏物語では六条御息所の姫君は斎宮を退下してから冷泉院の秋好中宮になつてゐるが、叙上の史料から見るところいう題材はむしろ珍しい例に属したことが判る。

ともあれ、斎宮とは遠き代の祭りの場において、神に侍り、神と人とをとり持つという古き女性祭祀の名残りを濃厚に伝えてゐるのであるが、井上皇后がこの古く高貴な巫女の系統を受け継いだ斎宮として、その前半生を過ごしたということはまことに暗示的と言わねばならない。

(2) 博奕とまじわざと

水鏡によれば、井上皇后大逆のきっかけは初めに述べたように光仁帝との博奕から始まつたと伝えられる。井上皇后は賭けにもまた強かつたのであるが、それは蠱物をする巫女の性格の一端としてはむしろ当然の

伝えでもあった。

賭博とはもともと占いの一種であり神事と関係の深いものであった。

柳田国男博士は、「骸子ばくちが神事に属するといへば驚く人があるかも知れぬが、今日残つてゐる祭礼に神様と人民の代表とが博打を打つ行事があり、おまけにそれには伝説さへ伴なつてゐる（「社会悪と伝承」—民間伝承第十二巻二号）」と説き、宗教的な行事に賭博がつきものであつた事を指摘された。賭け事が年占として祭礼の時に行なわれた例は多く、更に旧正月の福引・宝引の遊びの全国的な風習から、「正月の休の間は平素と違つて、女子供までが風びきとか穴いちなどという博打を楽しむ地方がある（民間伝承論）」といふような童戯にまで残る性格のものであった。中世以降、賭博の種類は数多くなつたが、古くは令義解に

凡博戯賭レ財 謂、博戯者、雙六樗蒲之属、即雖未決勝負、唯賭財者皆是也。 （卷九 捕亡命）

とあるように、双六と樗蒲（ちよば）ぐらいのものであつたらしい。樗蒲とは一箇の賽を振つて予定の目が出れば掛金の四倍が当るという原始的な賭けで、大陸から渡つて來たものと言われ「かりがね」とも呼ばれた。双六はいまでもなく双六盤を使っての室内遊戯であり、二箇の賽を簡から振り出し、それによつて棋子を送つて早く陣に入った方を勝ちとするものであった。この双六については万葉集に「双六の頭を詠める謡」として

一二の目のみにあらず五六三四さへありけり双六のさえ（卷十六）

という歌があるが、この賽の目を数えることはそのまま、

天神御祖教詔曰若有三痛處者、令茲十寶、謂ニ一二三四五六七八九十二而布瑠部、由良由良止布留部。（先代旧事本紀 卷三）

などというプリミティブな呪法に通うものがあつたらしいが、いざれにしてもそれらが古き占卜の後裔であることは疑いない。ところが当時においてもこの双六は弊害が多くなつたと見え、孝謙帝のみ代天平勝宝六年（七五四年）に禁令が出ているのである。即ち、

冬十月乙亥、勅、官人百姓、不畏憲法、私聚徒衆、任意双六、至於淫迷、子無順父、終亡家業、亦虧孝道、因斯遍仰京畿七道諸國、固令禁斷。（後略）（続日本紀 卷十九）

光仁帝と井上皇后が博奕なさつたと伝えられる宝龜三年を溯る僅か十八年前である。もちろん、正史としての続日本紀には帝と后との博奕の記録などは見えないが、水鏡が伝えるこの物語は、禁令の次元を超えての

後宮の神事呪法につがなるものではなかつたかと考えられて興味深い。

また、井上皇后が帝を呪咀してまじわざをした時、水鏡には

后まじわざをして御井に入れさせ給ひき。帝をとく失ひ奉りて我御子の東宮を位に即け奉らんといふ事どもなり。その井に入れたる物を、ある人とりて宮の内にもてあつかひしかば、この事皆人知りにき。

とあるが、この「まじわざ」については、大祓の祝詞にすでに「蟲物為罪」と見え、古来永い生命を保つてきた呪法であつて、その方法も例え

ば、

凡、有_レ所_ニ憎惡_。而造_ニ厭魅_。乃造_ニ符書咒詛_。欲_ニ以殺_レ人者_。各以_ニ謀殺_ニ論_。滅_ニ等_。此_ニ厭勝_{多方}、罕_ニ能詳悉_。或刻_ニ作人身_、繫手縛足_、如_ニ

道之類、或咒、或
詛、欲以殺人者。
(卷七 賊盜律)
或いは

詛、欲以殺人者。

(卷七 賊盜律)

邪俗陰行不軌。或作三人形。刺心釘眼。繫手縛足。欲令前人疾苦及死者。(名例律 裏書)

巫術 謂巫者之方術。既是淫耶多端。(卷二 僧尼令)

等々、いろいろあつたらしい。井上皇后の「まじわざ」が、具体的にどういう方法で行なわれたのかは伝えられていないが、しかしちょど都合の良いことに、この事件とほぼ同時代、詳しくいうと神護景雲三年(七六九年)つまり井上皇后の魔魅大逆のあった時から僅か三年ばかり前に、県犬養姉女という人物が同じように謀反の「巫蠱」をした罪で配流されているのである。姉女という名から推して女性であることは疑いないが、続日本紀によるとこの姉女は、忍坂女王・石田女王などといふ人々と謀って、称徳女帝を退け代つて不破内親王の御子の志計志麻呂といふ人を皇位に擁立しようと企てたのである。ところで、この不破内親王とは井上内親王の実の妹である。塩焼王に嫁したがその夫が先年藤原仲麻呂の謀反に連座して誅されたため、妻の姫宮は内親王の名籍を削られてしまい、更にこの姉女の大逆に関与して厨真人厨女という姓名に貶され追放されてしまうという悲運の皇女であった。この謀反の主謀者たるもの多くが女性であったことも注目に値するが、姉女とこれら女王たちの一昧が、この不破内親王のもとに集まつて帝を亡きものにせんと呪して行なつた手段とは、實に妖しき秘法だったのである。時の宣命を見ると、

(前略) 掛畏天皇大御髪乎 盗給波利豆岐多奈伎 佐保川乃 魚體爾 入豆 大宮
内爾 持參入來豆 魔魅為流己止三度世利 (後略) (続日本紀 卷二十九)

とある。帝の御髪を盗み出して「きたなき佐保川の魚體に入れて大宮の内に持ち参り来て魔魅せること三度せり」という描写はいかにも不気味である。觸體を用いてまじわざをしたという話は正史の中ではおそらくこれだけであろうと思われ、また毛髪を呪術に使つた古型と考えられる。民俗学では「頭髪や爪をひそかに手に入れてこれを本人に対する呪術的な目的に使うことは各地に例がある」として、これを感染呪術または伝染呪術と名づけている(民俗学辞典)が、この頭髪—佐保川の水—觸體という例から推すと、井上皇后が井に入れて行なつたというまじわざもこれと似たものであったと想像してよいであろう。その推定の大きな根拠の一つとして、この姉女と井上皇后・不破内親王姉妹とが実は同じ縁族であるという事実があるので、これは次節に述べよう。

姉女のまじわざは川水で行なつたが、井上皇后は井に入れて行なつたという。もちろん宮中という限られた世界の中での秘法であれば、水はやはり「井」にしか求められなかつたのであろうが、その場合、新年祭祝詞に見える大宮所の守護神として祀つた生井・栄井・綱長井等の井神に侍る座摩(ゐかすり)の御巫たちは、既に井上皇后の靈的支配下にあつたのかも知れぬ。最近、平城京跡の発掘の際、或る井戸の遺跡から実際に興味ある遺物が発見されたことは耳新しいが、具体的には

近年、平城宮址の古井戸を発掘しているうちに、長さ約十五センチほどの、人の形をした木片の、両目と胸にあたる部分にそれぞれ一センチほ

ぐらいの木釘を打ちこんだものが見つかった。だれかをのろうために作られたものである。そのだれかは不明であるし、時代もこの人形といっしょに出た木簡から、およそ称徳女帝のころのものとしか推定がつかない。（青木和夫氏　日本の歴史3「奈良の都」）

と説明されるように、まさに先に引いた名例律の不気味な記録そのままの遺物であるが、同時にこの井上内親王の伝説に強い裏づけを与え、当時の宮中を始め、一般庶民の生活にまで重要な役割を有していたらしい呪術秘法の盛行や井戸の信仰などを、奇しくも千歳の後に証してくれたものといえよう。なお、池田弥三郎氏が、この井上皇后の事件を御靈信仰という視角から絞って、怨霊という受け取り方以前の“祟り”にふれて論じておられる（日本芸能伝承論「家に憑く怨霊」）のも忘れることがで

きない。

こうして、巫蠱と博奕と……。井上内親王にまつわるこれらの不気味な妖しい要素は、古き巫女としての内親王の性格をいよいよ鮮明にしてくるようである。

(3) 県犬養の家系

井上内親王の御母は聖武帝の夫人県犬養広刀自である。続日本紀には

（天平宝字六年冬十月己未）　夫人正三位県犬養宿禰広刀自薨（中略）

夫人者　讚岐守從五位唐之女也、聖武皇帝儲式之日　納為夫人一生

安積親王、生未弱冠天平十六年薨、又生井上内親王、不破内親王、
(卷二十四)

と見える。つまり、奇しくも相い前後して魔魅大逆を企てた井上内親王

卷三十一。

もともと古代氏族の中では、皇后の出る家柄というものが幾つか決まつていたようであるが、この観点から見るとこの県犬養宿禰一族からは、もう一人重要な意味を持つ皇后が出ている。有名な光明皇后がそれである。前出の橘夫人三千代は県犬養宿禰東人の女で、初め美努王に嫁して橘諸兄を生み、後に藤原不比等の妻となつて光明皇后を生んでいる。続日本紀の天平五年正月十一日の記録に

内命婦正三位県犬養橘宿禰三千代薨（中略）　命婦皇后之母也（卷十

一)

とある。この光明皇后は聖武帝の后であったから井上内親王にとつては義母にあたる間柄であるが、この女性がまた歴代后妃の中でもすぐれて多くの話題に富んでいたことはあらためて言うまでもない。そして光明

・不破内親王姉妹たちの母は、前述の姉女と同じ「県犬養」の一族であつたわけで、この妖しき悲運の姫宮たちは母方からその家系の血を継承していたのであつた。新撰姓氏錄を見るとこの県犬養氏は
　　県犬養宿禰　神魂命八世孫阿居太都命之後也（左京神別）

皇后にまつわる幾つかの伝承が、多分に仏教的な莊嚴に彩られながらもなお妖しい呪術の香を漂わせていることは否むべくもない。后は「体貌殊麗 以有光澤」故名焉（大日本史 后妃列伝）」という美しさであり、天資仁慈、敦く仏道を尊崇し、天平元年皇后に立つて以来数々の善慈を施したと伝えられているが、中でも温浴室を建てて諸人の垢を流したという有名な伝説について折口信夫博士は、皇后という方は本来、水の世話をなさるのがその仕事であったという観点から、光明皇后が水の神女として宮廷に入った経路を明らかにしておられる（日本文學史ノート「私部」「中臣の職掌と分派」）。このように考察してみると、奇しくも同じ時代に同じ家柄の巫呪の血の通う女性たち、光明皇后—姉女—不破内親王—井上内親王を結ぶこの県犬養一族の水の呪術巫法の印

象は、ますます鮮烈に浮き上ってくるのである。それは、人間の生靈が他の人や物に憑いて禍をなすと信じられた沖縄の「いちじやま（生靈）」のように、女系によって母から娘に伝わるという陰鬱で暗い影を持つ血の流れであったのかも知れぬ。それ故にその一人一人の貴き女性たちの行為も、決して偶發的なことがらではなく、古き呪法の血によって濃厚に結びつけられていることが判るのである。

なおこの光明皇后は孝謙女帝の御母であるが、孝謙帝が称徳帝として重祚なさった時の詔の中に

（天平宝字六年六月）（前略）朕御祖大皇后乃御命以豆朕爾告之久 岡宮
御宇天皇乃日繼波 加久豆 絶奈牟止為 女子能繼爾波在止母欲レ令レ嗣止宣言此

政行給岐（後略）（続日本紀 卷二十四）

井上内親王とその周辺

という一節がある。つまり聖武帝の後嗣が無くて女子の孝謙帝が即位した時の事情を述べているのであるが、「大皇后の御命以豆」という表現は、女帝の擁立に際して光明皇后の発言力がいかに大きかったかを偲ばせるし、ましてこの孝謙帝が井上内親王にとって異母妹であったことなどを考慮すると、井上皇后がみずから女帝たらんと望まれたとしても、あながち大それた野心ではなかったことが推測される。

このような考察を通じて気づくことは、皇室に密着したこの一族の女性たちが、なお野心に溢れ霸気に満ちて、絶え間なく皇位を窺い競い統けていたらしいという事実である。まことに不可思議ともいべき県犬養一族とその女性たちであった。

これら貴女たちの年譜をまとめてみると次のようになる。

西 紀	年 号	帝	事 項
七〇一			県犬養三千代、光明子を生む。
七一四	大 宝 元	文 武	県犬養広、皇太子（聖武）妃となる。
七一六	和 銅 七	元 明	光明子、皇太子（聖武）妃となる。
七一七	靈 亀 二	元 正	県犬養広、井上内親王を生む。三千代從三位に叙せらる。
七一八	養 老 元		光明子、阿倍内親王（孝謙・称徳帝）を生む。
七二七	神 龜 四		井上内親王、斎宮として伊勢に赴任。県犬養橘三千代、宿禰姓を賜う。
七二九	天 平 五	聖 武	光明子、立后（光明皇后）。
七三三	天 平 元		三千代、薨す。
七四九	天平感宝元	孝 謙	阿倍内親王、即位（孝謙女帝）。
七六〇	天平宝字四	淳 仁	光明皇后、薨す（六〇才）。
七六二	天 平 六		県犬養広、薨す。

七六四

八

七六九

神護景雲三

称徳

七七〇

宝龜元

光仁

七七一

姉女元

井上内親王立后

七七二

井上皇后大逆

本姓に復す

七七三

井上皇后廢后

属籍を復す

七七五

井上内親王難破内親王

属籍を削る

七八二

延暦元

巫蟲の罪で配流

七八三

井上内親王連坐

県犬養の姓を丈部に貶する

七八四

不破内親王

連坐して名を厨真人厨女に貶さる

七八五

井上内親王

立后に復す

七八六

井上内親王

立后に復す

七八七

井上内親王

立后に復す

七八八

井上内親王

立后に復す

七八九

井上内親王

立后に復す

七八〇

井上内親王

立后に復す

七八一

井上内親王

立后に復す

孝謙帝重祚（称徳女帝）。不破内親王、夫塩燒王の謀反のため、その属籍を削らる。

姉女、大逆。巫蟲の罪で配流。県犬養の姓を丈部に貶さる。不破内親王、連坐して名を厨真人厨女に貶され追放さる。

葉井に白壁沈くや」となつており、靈異記には「朝日刺、豊浦寺西有耶押天耶 桜井^爾白玉磯著耶、吉玉磯著耶 押天耶 押天耶（後略）（日本靈異記下 卷三十八）」となつていて、いざれも「井」を井上内親王に擬してトしたとしている。事実この童謡を始めとして、井上内親王の物語にはその名の「井」に因む伝承が幾つかある。蠱物を井に入れて呪法を行なつたという事もそれである。前述の県犬養姉女の呪法を見ると、蠱物には水が欠くことのできないものであつたらしいが、それを井に結びつけたのは内親王の名との関連による発想伝承ではないだろうか。更に井上内親王が亡くなつた後、その祟りによつて国中の井戸が涸れたという伝えがあり、「是冬不^レ雨 井水皆涸（続日本紀）」とか「同八年冬、雨も降らずして世の中の井の水みな絶えて、宇治川の水すでに絶えなんであろうが、本居宣長は「此の御名は韋乃閑と訓むべし」として、和名抄に「河内国志紀郡ノ井於ハ井乃倍、甲斐国山梨郡井上ハ井乃倍」とあることを引用している（歴朝詔詞解 六卷）。

井上内親王に関する伝承を見ると、その名に因む「井」というものが内親王の事蹟に大きな関係を持つて伝えられていることに気づく。光仁前紀に出てくる童謡については前章でも引用したが、この歌の中の一節「桜井に白壁沈くや 好き壁沈くや おしこど としこど」として「時に井上内親王妃たり。識者おもへらく。井は則ち内親王の名、白壁は天皇の諱たり。蓋し天皇登極の徵なり。と」とあるのは、この童謡が井上内親王と白壁天皇（光仁帝）の物語に調和すると考えた続日本紀編者の付会的解釈であろうが、この歌は催馬樂には「葛城」という題で「棲の

そもそも「井」とは本来は水のどまる処を指したことばであつて、

柳田博士はその原義を「即ち一つ処に止まって居ることである。流れる水を何かの方法で溜めておくのが水に関する『ゐ』である（武藏野と水）」と説かれており、古来、人の生活と深い関係を持ち、必然的にそこに水の神を祀る習俗が生れてきた。そしてそこから、井・泉に関する無数の水の信仰・伝説・風俗が派生して、わが文学伝承の中で大きな流れをなしており、記紀における幾つかの井の説話を始めとして、万葉集中でも井に関する歌は数十首を数え、風土記における井の記録も二十を下らない。これらを含めた古き水の信仰の本義については既に多くの先賢によって論究されているが、高崎正秀博士は「井神が塞神でもあり、一面御靈神であったことは、井上内親王の狹井社を引くまでもなく信じられてよからう。」として、更に孝昭帝妃大井媛の名に関連して、大井子・糸井媛・赤猪子等が性格的に近似名であったことを指摘される（文学以前「御肇國天皇の本義」「古謡雜俎」）。このように「井」とは常世の水界に通ずるものであり、井を名のる女性はその聖水を司る神女の性格を具备していると信じられたらしい。

皇后の名に関して、もう一つ重要なのは「御名代部」のことである。名代部とは皇后が私有する土地・部民を称するもので、皇后の名を地名・部曲名に表わしていたが、これら所謂「私部」たちは必然的に皇后の家系の信仰を伝えていたと考えられる。こういう角度から見ると、古く「井」という名を冠する土地と人民が井上内親王の信仰的支配下にあつたことが推察される。本居宣長は「地名に依れる井ノ上といふ姓有てそれに依れる御名也。そのかみ皇子皇女の御名は皆御乳母の姓なれば也（歴朝詔詞解 卷六）。」と説いたが、今一步を推すと、古代信仰界の

截面において「井」を名のる多くの部族（それはおそらく水の信仰を奉戴し伝承した部曲）を象徴し、且つ水の呪法に長けた巫女「井上」が、永き齋宮靈媒の秘行を経てのち王朝後宮に入り正后にまでなったということは、何と妖しく暗示的であろうか。古き呪術の世の流れを引く信仰としきたりが、強くひそかに宮廷の奥深く守られ続けていたといえよう。

(5) 巫女と男弟

水鏡によると、井上皇后は帝との博奕に勝って、義理の子にあたる山部親王を寵愛なさつたというのであるが、今この説話だけを独立させて抽出してみよう。というのは、古来若い歳下の男を近侍させるのは高貴な巫女の特性の一つであったような痕跡が認められるからである。魏志倭人伝には、倭国の女王卑弥呼について

年已長大 無夫婿 有男弟 佐治国 自為王以来 少有見者 以婢千人自侍 唯有男子一人 紿飲食 伝辞出入居廻

とあるが、この「男弟」について白鳥庫吉博士は、卑弥呼は巫（みこ）で男弟は覗（かんなぎ・おとこみこ）であり、両者の関係はちょうど天照大神と天児屋根命・建御雷神、神功皇后と武内宿禰、推古帝と聖德太子、齊明帝と中大兄皇子などの関係と同じであつて、その思想の根源は「最もよく神を祀る方、最もよく神の意志を伝達される方は主として女子であるといふ信仰に在つた」として、その神の意志・教示を実際の政治に現わすのが男弟の役割であつたと説かれた（オリエンタリカ②「卑弥

呼問題の解決(下) 一九四九年。

このように巫女的性格を持つ高貴な女性と若い男性との伝承は、井上皇后に限ったことではなく、古来、史上の記録や説話の中にかなり広い系列を持って分布しているが、これら思潮の痕跡を比較的忠実に残していると思われる素材を、著名な中古文芸を探るならば、例えば伊勢物語の「百とせに一とせ足らぬつゝも髪われを恋ふらし面影に見ゆ」

(第六十三段)

という老女の妖しさ。更には源氏物語に

女も似げなき御年のほどをはづかしうおぼして心とけ給はぬ氣色なれば、…(葵)

とある六条御息所が、源氏より八つほど歳上の妖氣漂う女性としてあまりにも有名に描写されていることなどを、その代表的なケースとして挙げ得るであろう。そして、これは或いは、後代の「姉女房」「姉家督」などの遠い祖型として、古代女権家族制の女性首長のおもかげを伝えていたものと見ることもできよう。

これらの視角からすると、光仁帝が井上皇后と博奕をなさる時、「われ負けなば盛りなる男を奉らん」と誓約なさったという伝えも、実に深い奥行きを持って浮かび上ってくる。即ち、この場合の博奕とは帝と后との覇権の争いであり、古代政教界の主導権をめぐっての呪的な占トではなかつたか。それは強力な女巫井上皇后が、王権と神権の譲渡を求めて帝に挑んだ対決の博奕であったに違いない。つまり「盛りなる男を奉る」というあの奇怪な約束ことは、帝が負ければその地位を放棄し、代

わって后が女帝として独立することを認めるという、暗示に満ちた呪的な誓言だったのであろう。それは博奕という形をとるにせよ、まぎれもなく古代の峻厳な神事誓約(うけひ)の残照であつた。それ故に、この博奕の結果、帝の違約を責め続けて遂にはこれを亡きものにせんと呪う后の執念と、それを必死に防ごうとする帝とその側近の抵抗とが、史上の伝承となつて文学的に隠化されているのであろう。

むすび

歴史物語の記述の中から、題材の一例をとり上げて、それらを裏づけている史話的素材と民俗伝承の要素とを、具体的に検討してみようとしたのが本論の主旨であったが、叙上の考察を通じてかなり明確に把み得たのは、歴史物語を構成している個々の説話が、緻密な史話に加うるに奥深い伝承を編い合わせて、迫力に富んだ魅力的な叙事文学の領域を完成しているということであった。

即ち、ここで例にとった「水鏡」その他に見られる井上皇后の物語にしても、その美しく妖しい文学描写の基盤を更に掘り下げてみると、それが意外に深く広い史話と伝承の、豊かな土壤に根ざしていることに気づかざるを得ない。これを帰納するならば、歴史物語の世界とは、それら古き史料と民俗伝承とが文学的に昇華した次元にはかならないと云い得るであろう。

このような視野の中で、今、幻の濃霧を見透かすように次第に明らかになってきたのは、この井上内親王の生涯が、古代末期王朝の内部にお

ける天智・天武両皇統の確執という一大叙事詩の中の、妖異悲惨なフィナーレであったということであり、更に焦点を絞れば、ヒロインたる井上内親王が、天平文化の栄光を光背とした聖武帝皇后としての自負と、清淨神秘な斎宮の誇りとを胸に秘めながら、王朝裏面の陰険混沌たる政争の中に捲き込まれて行つた悲劇の姿である。それはまた、かよわく高貴な身でありながら、深刻な権力と閨閣の葛藤の渦中に、必死に抗がい生き抜こうとした薄幸無残な女の孤影であり、そしてその数奇な生涯は「鬼道につかへ、よく衆を惑はす（魏志倭人伝）」と伝えられたあの古き代の女酋の佛をさえ髣髴せしめる。

ともあれ、井上内親王とは、それは斎王にして嫡后になられた唯一の方であり、県犬養の一族の妖しき女系の血を引いて、占卜博奕を弄し蠱わざに長け、ついに夫帝を呪詛して大逆を企て、史上稀な廢后という劇的な暗転の果て、御子他戸王と共に獄中に客死し、死後もなお竜と化して天下の井水を涸らして祟りを残したと伝えられる、まさに妖氣漂う女性であった。それはまた、もともと天つ日嗣の天子を輔けて、宮中奥深く神祇を斎祀し靈媒としての呪力を保持するという皇后本来の使命をついに逸脱して、却つて妖しき水靈界の呪法を以つて天子を害ない、みずからその支配権に取つて代わらんとして、強烈な個性を主張した「逆らえる水の女」の姿にはかならなかつた。

皇后とは本来、天子の魂を自由にすることができる力を持つていると信ぜられた。その後が帝に逆らうということは、恐ろしい黒魔の呪法であり政教の危機を意味した。井上内親王が御みずから女帝たらんとの野

心があつたらしいということは、これまでの考察によつてほぼ確実であろうが、前帝称徳天皇を最後として、古代・中古史上に忽然として女帝が姿を消してしまつた謎の理由の一端は、或いはここに潜んでいるのかも知れない。

嘗つて、井上内親王の妖気の洗礼を受けた山部親王が桓武帝として即位し、古き都を捨てて皇居を平安京に遷し、新しき時代の黎明が訪れた時、遠き代から搖曳してきた蒼古なる女帝の妖気は残ることなく消され行つた。平安朝時代が前時代と異なる質的な意義は、単に遷都による政治・文化相の変化だけではなく、実に古き女権を抑えて帝の権威を確立したことにある。それ故にこそ、采女から女房へという後宮の推移は、斎い籠められた女巫権の無力化と馴致にあつたのであり、そこから女巫のエネルギーは形を変えて、王朝女流文学の開花という絢爛たる突然然変異を生んだのであった。